

沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会設置要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる一般競争入札について審議するものとする。</p> <p>(1) 建設工事に係る一般競争入札（総合評価方式を除く。）</p> <p>本庁における土木建築部（以下「部」という）の委員会の対象工事は、本庁において執行する設計金額<u>1億8千万円</u>以上の工事とし、主務課においては、設計金額<u>1億8千万円未満</u>の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の工事についても、部の委員会の審議の対象とすることができる。</p> <p>(2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注しようとするときは、その適否及び構成員数</p> <p>(4) 総合評価方式における技術資料の評価項目及び評価基準の確認</p> <p>(5) 総合評価方式における入札参加資格の有無及び技術資料の評価確認</p> <p>(6) 総合評価方式における落札者の確認</p> <p>(7) 入札参加資格がないと認められる者の確認及び当該無資格者への理由説明</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる一般競争入札について審議するものとする。</p> <p>(1) 建設工事に係る一般競争入札（総合評価方式を除く。）</p> <p>本庁における土木建築部（以下「部」という）の委員会の対象工事は、本庁において執行する設計金額<u>1億5千万円</u>以上の工事とし、主務課においては、<u>設計金額1億5千万円未満</u>の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の工事についても、部の委員会の審議の対象とすることができる。</p> <p>(2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注しようとするときは、その適否及び構成員数</p> <p>(4) 総合評価方式における技術資料の評価項目及び評価基準の確認</p> <p>(5) 総合評価方式における入札参加資格の有無及び技術資料の評価確認</p> <p>(6) 総合評価方式における落札者の確認</p> <p>(7) 入札参加資格がないと認められる者の確認及び当該無資格者への理由説明</p>

改正案

現行

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、設計金額（消費税込み）6千万円以上の工事とする。

ただし、特定調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により総務大臣が定める額以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が一般競争入札による競争入札が適当と判断した場合は、一般競争入札によることができるものとする。

また、契約担当者が災害などの緊急を要する工事、発注時期に制約のある工事等一般競争入札によりがたいと判断した場合は、指名競争入札によることができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、設計金額（消費税込み）5千万円以上の工事とする。

ただし、特定調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により総務大臣が定める額以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が一般競争入札による競争入札が適当と判断した場合は、一般競争入札によることができるものとする。

また、契約担当者が災害などの緊急を要する工事、発注時期に制約のある工事等一般競争入札によりがたいと判断した場合は、指名競争入札によることができるものとする。

沖縄県土木建築部 工事検査要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(検査の命令)</p> <p>第4条 技術・建設業課長は、所属の職員に対し工事の検査を命じるものとする。ただし、所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、各主務課長又は出先機関の長に職員の派遣を依頼することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年規則第67号）第5条の規定により、出先機関で執行する最終の請負代金額が<u>6千万円未満</u>の工事の検査及び出先機関で監督する工事の既済部分検査は、出先機関の長が所属の職員に検査を命じるものとする。ただし、所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、技術・建設業課長に検査を依頼することができる。</p> <p>3 検査員は、原則本庁検査においては課長級職員、出先機関においては班長級職員を任命するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(検査の命令)</p> <p>第4条 技術・建設業課長は、所属の職員に対し工事の検査を命じるものとする。ただし、所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、各主務課長又は出先機関の長に職員の派遣を依頼することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年規則第67号）第5条の規定により、出先機関で執行する最終の請負代金額が<u>5千万円未満</u>の工事の検査及び出先機関で監督する工事の既済部分検査は、出先機関の長が所属の職員に検査を命じるものとする。ただし、所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、技術・建設業課長に検査を依頼することができる。</p> <p>3 検査員は、原則本庁検査においては課長級職員、出先機関においては班長級職員を任命するものとする。</p>

沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領（昭和53年7月8日土総第622号） 新旧対照表

改 正 案

現 行

（指名審査会）

- 第3条** 土木建築部（以下「部」という。）、主務課及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 工事を指名競争に付する場合には、あらかじめ次条に規定する事項について審査会の審議を経なければならない。
- 3 本庁における部の審査会の対象工事は、本庁において執行する設計金額6千万円以上の工事とし、主務課においては設計金額6千万円未満の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の工事についても部の審査会の審議の対象とすることができる。

（指名審査会）

- 第3条** 土木建築部（以下「部」という。）、主務課及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 工事を指名競争に付する場合には、あらかじめ次条に規定する事項について審査会の審議を経なければならない。
- 3 本庁における部の審査会の対象工事は、本庁において執行する設計金額5千万円以上の工事とし、主務課においては設計金額5千万円未満の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の工事についても部の審査会の審議の対象とすることができる。

別表2（第2条関係）

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別 金額	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	ほ 装 工 事
		請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額
特 A 級		<u>1億8千万円以上</u>		
A 級		<u>6千万円以上</u> <u>1億8千万円未満</u>	<u>2千万円以上</u>	<u>2千万円以上</u>
B 級		<u>3千万円以上</u> <u>6千万円未満</u>	<u>1千万円以上</u> <u>2千万円未満</u>	<u>2千万円未満</u>
C 級		<u>1千5百万円以上</u> <u>3千万円未満</u>	<u>1千万円未満</u>	
D 級		<u>1千5百万円未満</u>		

別表2（第2条関係）

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別 金額	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	ほ 装 工 事
		請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額
特 A 級		<u>1億5千万円以上</u>		
A 級		<u>5千万円以上</u> <u>1億5千万円未満</u>	<u>1千5百万円以上</u>	<u>1千5百万円以上</u>
B 級		<u>2千5百万円以上</u> <u>5千万円未満</u>	<u>6百万円以上</u> <u>1千5百万円未満</u>	<u>1千5百万円未満</u>
C 級		<u>1千万円以上</u> <u>2千5百万円未満</u>	<u>6百万円未満</u>	
D 級		<u>1千万円未満</u>		

別表第3（第2条関係）

工事請負業者指名人数表

業種別 金額	区分			
	土木一式工事 及び 建築一式工事	等級	電気工事、管工 事、その他	等級
1億8千万円以上	21名	特A	—	—
6千万円以上1億8千万円未満	18名	A	—	—
3千万円以上6千万円未満	15名	B	—	—
1千5百万円以上3千万円未満	15名	C	—	—
1千5百万円未満	15名	D	—	—
2千万円以上	—	—	15名	A
1千万円以上2千万円未満	—	—	15名	B
1千万円未満	—	—	15名	C

金額	ほ装工事	等級
2千万円以上	15名	A
2千万円未満	15名	B

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第3（第2条）

工事請負業者指名人数表

業種別 金額	区分			
	土木一式工事 及び 建築一式工事	等級	電気工事、管工 事、その他	等級
1億5千万円以上	21名	特A	—	—
5千万円以上1億5千万円未満	18名	A	—	—
2千5百万円以上5千万円未満	15名	B	—	—
1千万円以上 2千5百万円未満	15名	C	—	—
1千万円未満	15名	D	—	—
1千5百万円以上	—	—	15名	A
6百万円以上1千5百万円未満	—	—	15名	B
6百万円未満	—	—	15名	C

金額	ほ装工事	等級
1千5百万円以上	15名	A
1千5百万円未満	15名	B